

第 15 非常警報設備

1 放送設備

放送設備は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 24 条	第 4 項	
規則第 25 条の 2	第 2 項	第 2 号から第 6 号
その他	「非常警報設備の基準」(昭和 48 年消防庁告示第 6 号)	

(1) 増幅器等

ア 設置場所

増幅器等(増幅器及び操作部をいう。以下この第 15 において同じ。)の設置場所は、規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ホ、ト及びルの規定によるほか、次によること。

- (ア) 増幅器等は、操作上支障となる障害物がないよう、第 11「自動火災報知設備」1.(1).イに定める空間を確保すること。★
- (イ) 同一敷地内に 2 以上の建築物があり、管理上やむを得ない場合で、次のいずれかに該当する場合は、一の増幅器等により警戒することができるものとする。
 - a 建築物の各部分が増幅器等から半径 60m 以内に包含されている場合
 - b 増幅器等を設ける棟以外の棟に遠隔操作器が設けられている場合
 - c 各防火対象物と増幅器等相互間に、規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ヲに規定する「相互間で同時に通話することができる設備」が設けられている場合

なお、「相互間で同時に通話することができる設備」とは、第 11「自動火災報知設備」1.(1).ク.(ア).b によること。
- (ウ) 自動火災報知設備の受信機又は副受信機と併設すること。◇

イ 機器

- (ア) 認定品を使用すること。◇
- (イ) 増幅器の定格出力は、次式を満足すること。

増幅器の定格出力 $\geq$ スピーカーの定格入力 (W の合計)
- (ウ) 放送設備と自動火災報知設備の地区音響装置が併設されている場合は、非常放送中に地区音響装置の鳴動を自動的に停止するよう措置を講じること。◇

(2) 鳴動方法等

ア 鳴動方式

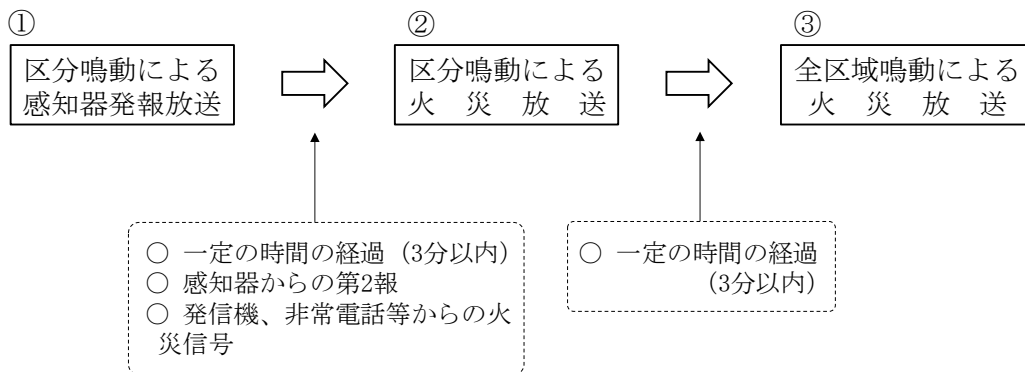
放送設備の鳴動方法は、原則として全館一斉鳴動とすること。ただし、規則第 25 条の 2 第 2 項第 1 号ロに規定する防火対象物については、区分鳴動方式とすることができる。

なお、区分鳴動方式とする場合は、第 11「自動火災報知設備」6.(7).エ.(ア)によるほか、次によること。

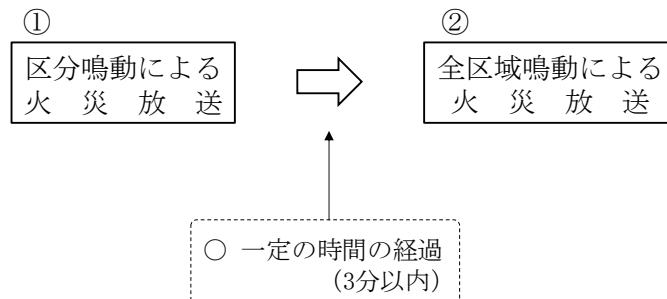
- (ア) 規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号チに規定する「一定の時間」とは、次によること。
 - a 放送設備を設置した防火対象物全体にスプリンクラー設備が設けられている場合は、5 分以内とすること。

- b 前 a 以外の防火対象物は、3 分以内とすること。
- (イ) 規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号チに規定する「新たな火災信号」とは、次に掲げる信号とする。(第 15-1 図参照)
- a 第 1 報の感知器が作動した警戒区域以外の警戒区域の感知器からの火災信号
- b 第 1 報の感知器以外の感知器からの火災信号 (火災信号を感知器ごとに認識できる受信機に限る。)
- c 発信機、非常電話等 (起動装置) からの火災信号

＜感知器からの火災信号により起動した場合＞



＜発信機、非常電話等からの火災信号により起動した場合＞



＜第 15-1 図＞

イ 音声警報音

「非常警報設備の基準」(昭和 48 年消防庁告示第 6 号) 第 4 第 3 号(3)の規定による音声警報音のメッセージは、次の文例又はこれに準ずるものとする。ただし、防火対象物の利用形態、管理形態等により支障が生じるおそれのあるものについては、内容を変更することができるものとする。

(ア) 感知器発報放送

「ただいま〇階の火災感知器が作動しました。係員が確認しておりますので、次の放送にご注意ください。」

(イ) 火災放送

「火事です。火事です。〇階で火災が発生しました。落ち着いて避難してください。」

(ウ) 非火災報放送

「先ほどの火災感知器の作動は、確認の結果、異常がありませんでした。ご安心ください。」

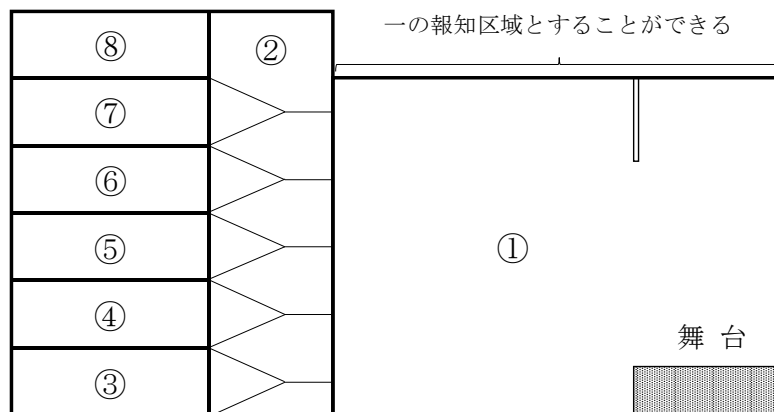
(3) 報知区域

報知区域は、規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号チの規定によるほか、次によること。

ア 一の報知区域（1 回線における当該回路の音響装置の鳴動区域をいう。以下この第 15 において同じ。）は、原則として階別とすること。◇

イ 階段及びエレベーターは、居室等の部分と別の報知区域とすること。◇

ウ 劇場等で階の一部が吹き抜けになっており、天井面等に取り付けたスピーカーにより有効な音量が得られる場合、当該部分は一の報知区域とすることができる。（第 15-2 図参照）



（注）①～⑧は報知区域番号を示す。

< 第 15-2 図 >

エ 全区域に火災を報知することができる操作部又は遠隔操作器（以下この第 15 において「遠隔操作器等」という。）が防災センター等に 1 以上設けられている防火対象物で、次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、令第 32 条の規定を適用し、遠隔操作器等から報知できる区域を防火対象物の全区域としないことができる。

(ア) 管理区分又は用途が異なる一の防火対象物で、遠隔操作器等から遠隔操作器等が設けられた管理区分の部分又は用途の部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合

(イ) 防火対象物の構造、使用形態等から判断して、火災発生時の避難が防火対象物の部分ごとに独立して行われると考えられる場合であって、独立した部分に設けられた遠隔操作器等が当該独立した部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合

(ウ) ナースステーション等に遠隔操作器等を設けて病室の入院患者等の避難誘導を行うこととしている等のように、防火対象物の一定の場所のみを避難誘導の対象とすることが適当と考えられる場合であって、避難誘導の対象場所全体に火災を報知することができるよう措置された場合

(4) 起動装置

起動装置は、令第 24 条第 4 項第 2 号及び規則第 25 条の 2 第 2 項第 2 号の 2 の規定によるほか、次によること。

ア 非常用押しボタン

(ア) 階段への出入口付近又は廊下等の多数の者の目にふれやすい場所で、操作の容易な場所に設けること。

(イ) 認定品を使用すること。◇

イ 非常電話

(ア) 設置位置

- a 操作部（親機）は、防災センター等に設けること。
- b 非常電話（子機）は、前ア. (ア) に準じること。

(イ) 機器

- a 認定品を使用すること。◇
- b 非常電話機は、送受話器を取り上げることにより、自動的に操作部への発信が行われるものであること。
- c 非常電話機は、放送機能を有しないこと。
- d 操作部は、非常電話機の発信により放送設備を自動的に起動することもできるものであること。
- e 操作部は、非常電話機の発信により火災音信号が鳴動するものとし、発信階を表示すること。
- f 操作部は、2 回線以上の非常電話機を操作した場合、任意に選択が可能であること。この場合、遮断された回線の非常電話機には話中音が流れるものであること。
- g 非常電話機の回線が短絡又は断線しても、他の回線に障害が波及しないこと。
- h 非常電話機の収納箱及び操作部の外箱は、厚さ 0.8mm 以上の鋼板又はこれと同等以上の強度及び難燃性を有すること。★
- i 放送設備を起動する場合、増幅器等との連動方式は、無電圧メーク接点により相互の機能に異常を生じないこと。

ウ 起動装置の省略

放送設備が自動火災報知設備と連動されている場合は、令第 32 条の規定を適用し、起動装置を省略することができるものとする。ただし、規則第 25 条の 2 第 2 項第 2 号の規定により設置を要する通話装置（通話装置として設置する非常電話を含む。）については、省略することができない。

(5) スピーカー

スピーカーの設置要領は、規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号イからニまでの規定によるほか、次によること。

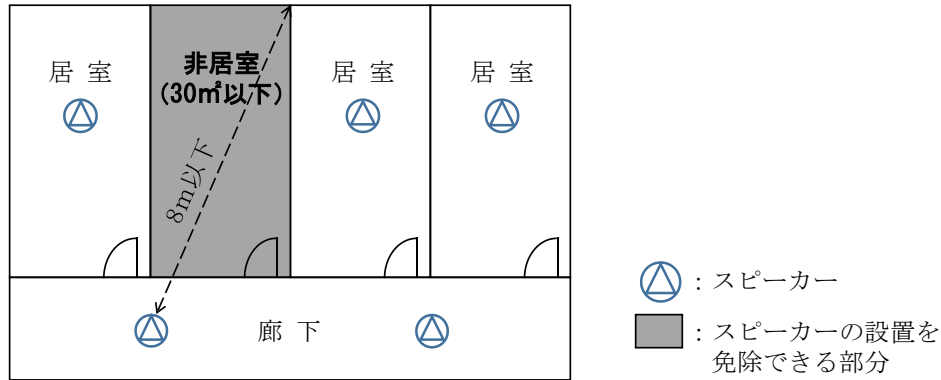
ア 放送区域

- (ア) 部屋の間仕切りについては、音の伝達に十分な開口部があるものを除き、固定式か移動式かにかかわらず、放送区域を構成する壁として取り扱うものとする。
- (イ) 規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ (イ) 括弧書に規定する「障子、ふすま等遮音性能の著しく低いもの」には、障子、ふすまのほか、カーテン（アコーディオンカーテンを除く。）、つい立て、すだれ、格子戸又はこれに類するものが該当するものとする。
- (ウ) 通常は開口している移動式の壁又は戸であっても、閉鎖して使用する可能性のあるも

のは、放送区域を構成する壁又は戸として取り扱うものとする。

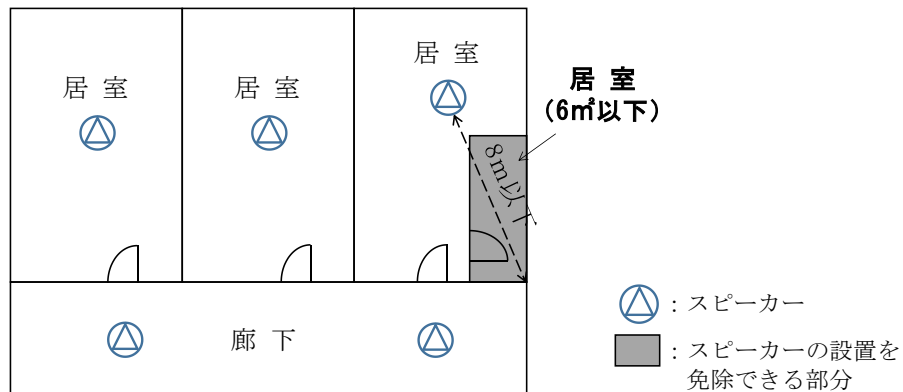
(エ) 規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ(ロ)ただし書の規定によるスピーカーの設置を免除できる放送区域及びスピーカーの設置場所については、次によること。

a 居室及び居室から地上に通じる主たる廊下その他の通路以外の部分（非居室）でスピーカーの設置を免除できる場合（第 15-3 図参照）



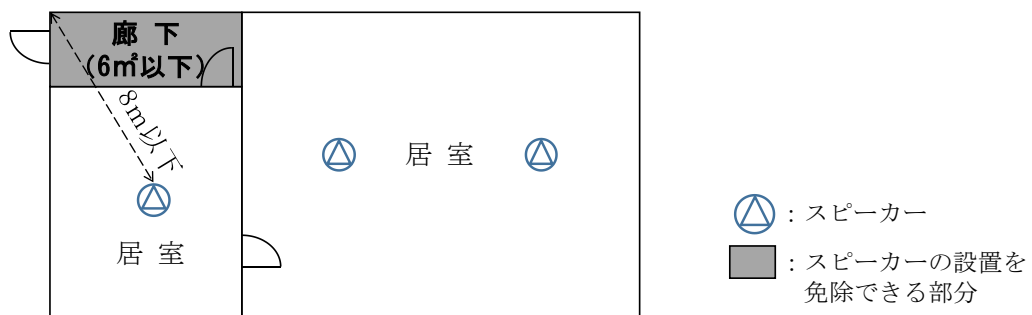
< 第 15-3 図 >

b 居室でスピーカーの設置を免除できる場合（第 15-4 図参照）



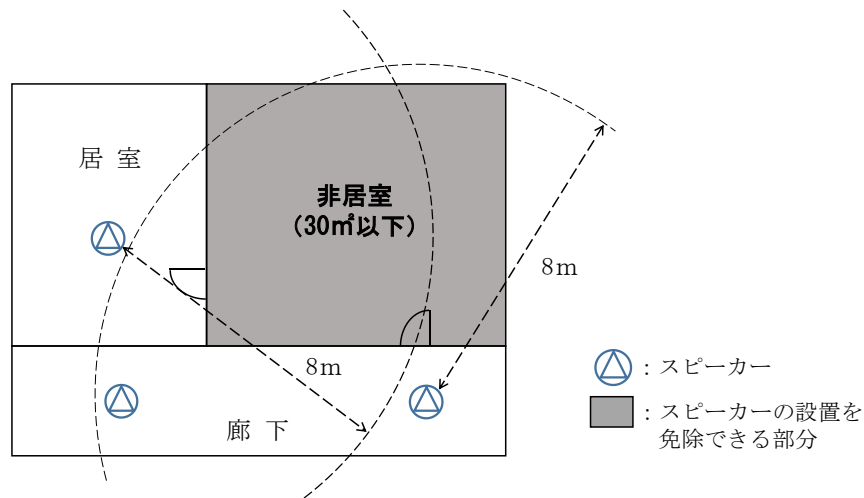
< 第 15-4 図 >

c 居室から地上に通じる主たる廊下その他の通路でスピーカーの設置を免除できる場合（第 15-5 図参照）



< 第 15-5 図 >

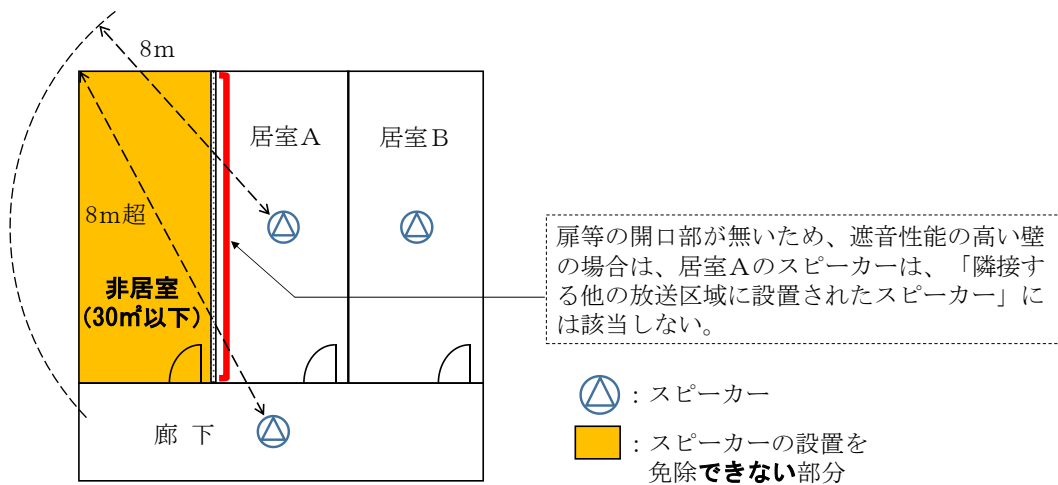
- d 2 以上の隣接する放送区域の 2 以上のスピーカーにより、スピーカーの設置を免除できる場合（第 15-6 図参照）



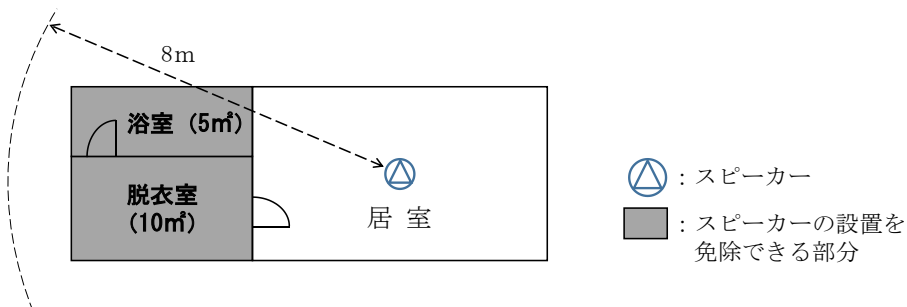
< 第 15-6 図 >

- (e) スピーカーを設置する室と当該室に隣接する室との間の壁に、窓、扉等の開口部がない場合で、当該壁が遮音性能の高い壁であるときは、規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ (e) に規定する「隣接」には該当しないものとする。（第 15-7 図参照）

ただし、脱衣室等に附属する小規模な浴室、トイレについては、この限りでない。（第 15-8 図参照）

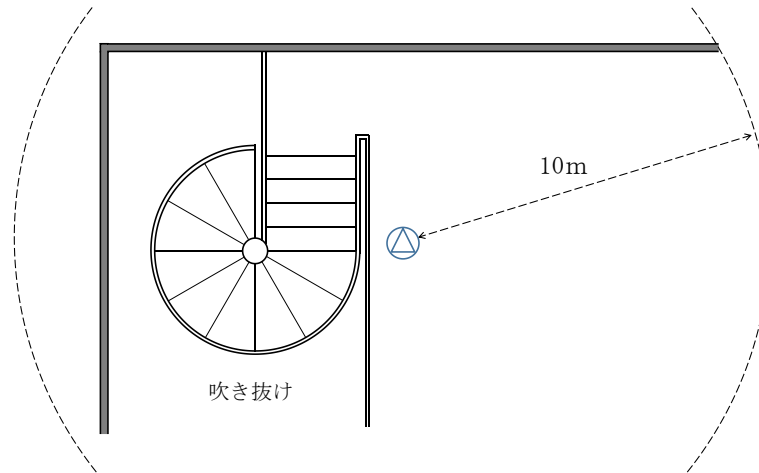


< 第 15-7 図 >



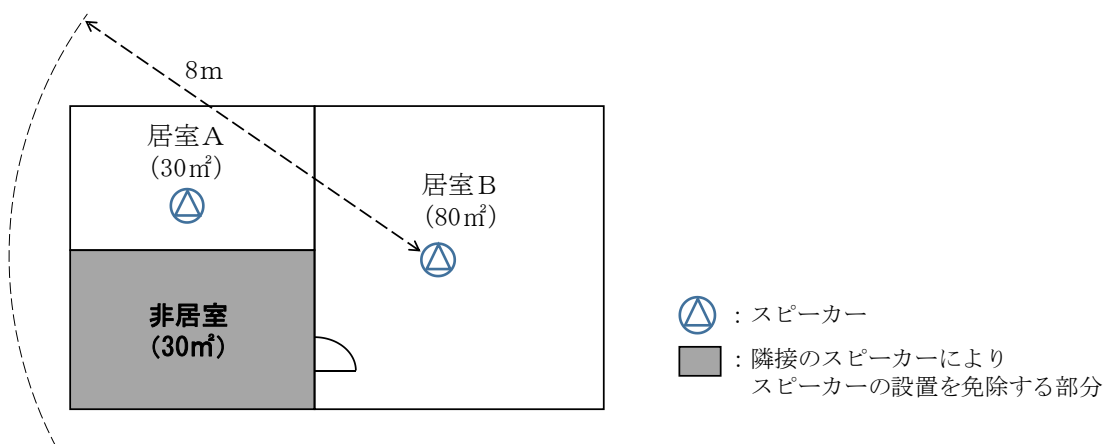
< 第 15-8 図 >

- (カ) 階段室が形成されていない階段で、当該階段部分が規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ (ロ) の規定により設置されたスピーカーで有効に包含されているときは、当該階段部分のスピーカーの設置を省略して差し支えないものとする。(第 15-9 図参照)



< 第 15-9 図 >

- (キ) 防火対象物の屋上等を不特定多数の者が出入りする駐車場、飲食等の目的で使用する場合は、当該部分にスピーカーを設けること。◇
- (ク) エレベーターの昇降路に設けるスピーカーについては、エレベーターのかご内に設けること。◇
- (ケ) カラオケボックス等の遮音性の高い居室は、規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ (ロ) ただし書の規定にかかわらず、スピーカーを設置すること。◇
- (コ) 規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ (ロ) ただし書の規定によりスピーカーが設置されない放送区域が存する場合は、当該部分の面積を合計し、対応する種類のスピーカーを設置すること。(第 15-10 図参照)



	放送区域の面積	設置すべきスピーカーの種類
居室 A	30m ²	L 級、M 級又は S 級
居室 B	110m ² (80m ² + 30m ²)	L 級

< 第 15-10 図 >

イ 音響が聞き取りにくい場所の措置

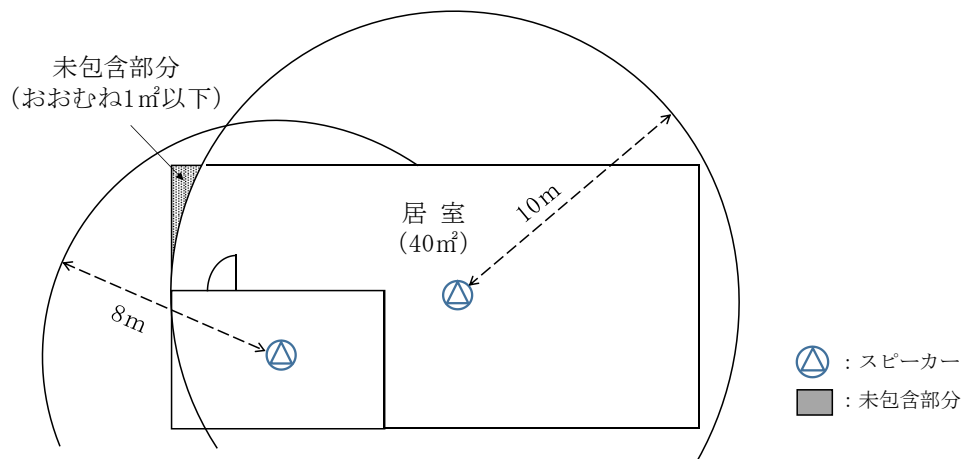
- (ア) 規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号イ(ロ)及びハ(ニ)に規定する「音響が聞き取りにくい場所」とは、第 11「自動火災報知設備」6. (7). アを準用すること。
- (イ) 規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号イ(ロ)及びハ(ニ)に規定する「他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができる」とは、第 11「自動火災報知設備」6. (7). イを準用すること。
- (ウ) 規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号イ(ハ)に規定する「当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるよう措置されていること」とは、第 11「自動火災報知設備」6. (7). ウを準用すること。

(6) 特例基準

令第 32 条の規定の適用については、次によること。

ア 放送区域内に一部スピーカーの未包含部分が生じる場合で、次の(ア)及び(イ)の要件に適合するときは、規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ(ロ)の規定に適合しているものとして取り扱うことができるものとする。(第 15-11 図参照)

- (ア) 未包含部分の面積は、おおむね 1 m^2 以下であること。
- (イ) 隣接の放送区域には、前(5). ア. (エ)の基準の例によりスピーカーが有効に設けられていること。



< 第 15-11 図 >

イ 令別表第 1(5)項ロに掲げる防火対象物の住戸部分については、住戸内の戸等の設置にかかわらず、各住戸(メゾネット型住戸等の 2 以上の階にまたがるものについては各階ごとの部分)を一の放送区域として取り扱って差し支えないものとする。

ウ 通常、人の入ることを想定しない小規模な P S、物入れ等については、当該部分のスピーカーの設置を省略して差し支えないものとする。

エ 展示場、体育館、アトリウム等の大空間の放送区域については、当該部分の任意の場所において、音声警報の第 2 シグナル音の音圧が 70 dB 以上確保できるようスピーカーを配置することで支障ないものとする。

オ 放送設備の操作部等が設置されている防災センター等において、次の(ア)及び(イ)に掲げる要件に適合する場合は、当該部分のスピーカーの設置を省略して差し支えないものとする。

- (ア) 操作部等にモニタースピーカーが設置されていること。
- (イ) 当該放送区域（防災センター等）の各部分から操作部等のモニタースピーカーまでの水平距離が 10m 以下であること。
- カ 令第 24 条第 3 項第 4 号の規定の適用を受ける防火対象物のうち、次の (ア) から (オ) までに掲げる要件に適合するものについては、令第 24 条第 3 項第 4 号の規定にかかわらず、非常警報設備を非常ベル又は自動式サイレンとすることができる。
- (ア) 令別表第 1(7) 項に掲げる防火対象物で、主たる用途は体育館であること。
- (イ) 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- (ウ) 平屋建て（2 階部分が小規模な倉庫、歩廊等のみのものを含む。）であり、かつ、独立した防火対象物であること。
- (エ) 屋外への出入口が 2 箇所以上設けられ、かつ、当該出入口は 2 方向避難がとれる相対的な位置に設けられていること。
- (オ) 前(エ)の規定による出入口から避難上安全な校庭、道路等に通ずる避難上有効な通路が確保されていること。

2 非常ベル、自動式サイレン

非常ベル及び自動式サイレンは、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 24 条	第 4 項	
規則第 25 条の 2	第 2 項	第 1 号、第 2 号の 2、第 4 号から第 6 号
その他	「非常警報設備の基準」（昭和 48 年消防庁告示第 6 号）	

(1) 機器

認定品を使用すること。◇

(2) 音響装置

ア 音響が聞き取りにくい場所の措置

- (ア) 規則第 25 条の 2 第 2 項第 1 号イ(ロ)に規定する「音響が聞き取りにくい場所」とは、第 11「自動火災報知設備」6. (7). アを準用すること。
- (イ) 規則第 25 条の 2 第 2 項第 1 号イ(ロ)に規定する「他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができる」とは、第 11「自動火災報知設備」6. (7). イを準用すること。
- (ウ) 規則第 25 条の 2 第 2 項第 1 号イ(ハ)に規定する「当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるよう措置されていること」とは、第 11「自動火災報知設備」6. (7). ウを準用すること。
- (エ) 防火対象物の構造、区画、周囲の騒音等により、音響が聞き取りにくい部分があると認められる場合には、第 11「自動火災報知設備」6. (2). イによる措置を講じること。◇

イ 鳴動方式

原則として、全館一斉鳴動とすること。

なお、規則第 25 条の 2 第 2 項第 1 号ロに規定する防火対象物で、区分鳴動とする場合は、第 11「自動火災報知設備」6. (7). エを準用すること。

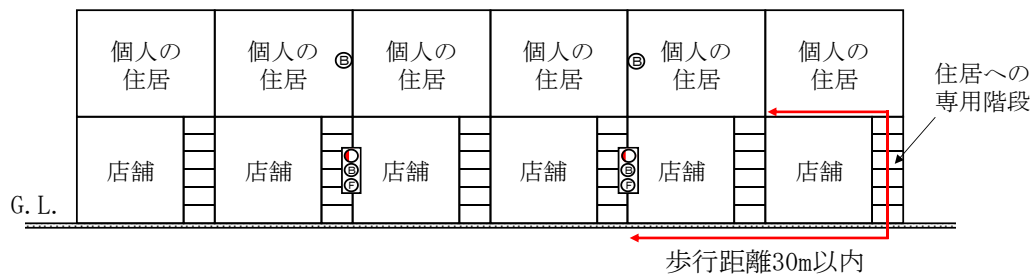
ウ 防火対象物の屋上等を不特定多数の者が出入りする駐車場、飲食等の目的で使用する場合は、当該部分に音響装置を設けること。◇

(3) 特例基準

各部分が独立した共用部分を有しない形態の防火対象物のうち、次の全ての要件に適合するものについては、令第 32 条の規定を適用し、規則第 25 条の 2 第 2 項第 2 号の 2 イの規定にかかわらず、1 の階にのみ起動装置を設置すれば足りるものとする。(第 15-12 図参照)

ア 階数は 2 以下であること。

イ 防火対象物の各部分から一の起動装置までの歩行距離が 30m 以下であること。



< 第 15-12 図 >

3 非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、関連規定によるほか、第 2「屋内消火栓設備」5 及び第 24「非常電源」によること。

関 連 規 定		
規則第 25 条の 2	第 2 項	第 4 号、第 5 号
その他		「耐火電線の基準」(平成 9 年消防庁告示第 10 号) 「耐熱電線の基準」(平成 9 年消防庁告示第 11 号)

4 総合操作盤

総合操作盤は、関連規定によるほか、第 25「総合操作盤」によること。

関 連 規 定		
規則第 25 条の 2	第 2 項	第 6 号
その他		「総合操作盤の基準を定める件」(平成 16 年消防庁告示第 7 号) 「総合操作盤の設置方法を定める件」(平成 16 年消防庁告示第 8 号)